

5. 主な学部別の志願者・入学者動向(大学)

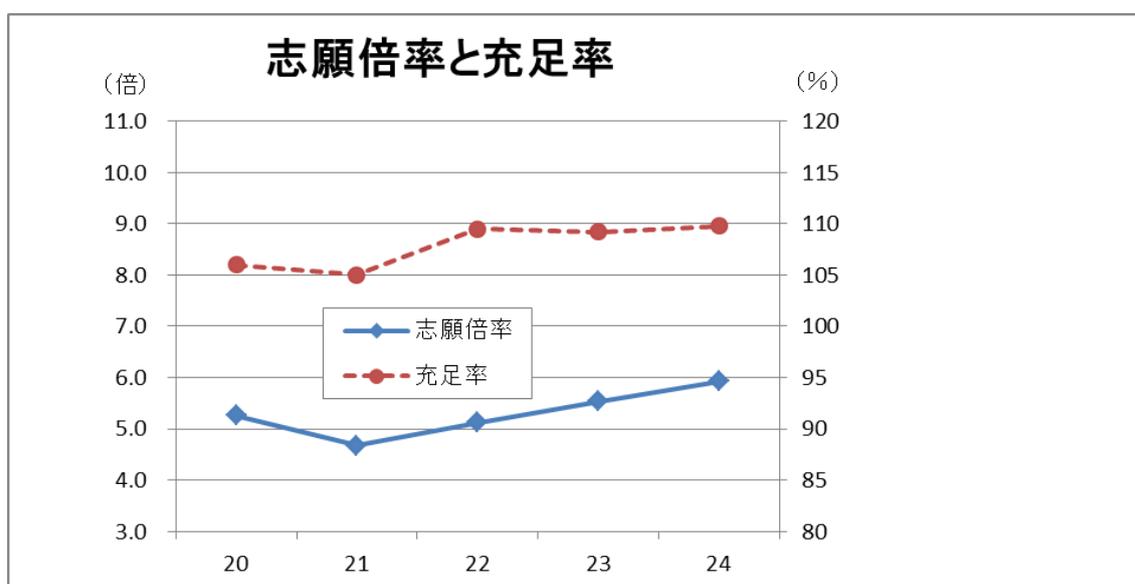
学部名の名称表記は、集計数3以上の学部とし、集計数2以下は「その他」とした。

区分	集計学部数			入学定員(人)			志願者(人)			入学者数(人)			入学定員充足率(%)		
	23年度	24年度	増減	23年度	24年度	増減	23年度	24年度	増減	23年度	24年度	増減	23年度	24年度	増減
保健系	146	154	8	22,254	23,414	1,160	123,017	138,556	15,539	24,303	25,708	1,405	109.21	109.80	0.59
看護学部	51	54	3	4,582	4,907	325	28,387	31,250	2,863	5,186	5,566	380	113.18	113.43	0.25
保健医療学部	21	22	1	3,435	3,605	170	16,444	18,162	1,718	3,700	4,001	301	107.71	110.98	3.27
リハビリテーション学部	10	11	1	905	965	60	3,364	3,847	483	954	1,042	88	105.41	107.98	2.57
医療保健学部	6	6	0	1,370	1,370	0	8,078	9,912	1,834	1,407	1,417	10	102.70	103.43	0.73
保健科学部	5	5	0	995	995	0	4,406	4,688	282	1,139	1,145	6	114.47	115.08	0.61
栄養学部	4	4	0	732	732	0	4,116	4,330	214	753	745	△8	102.87	101.78	△1.09
医療福祉学部	4	4	0	996	996	0	2,827	2,656	△171	989	964	△25	99.30	96.79	△2.51
医療技術学部	3	3	0	1,490	1,490	0	10,727	12,750	2,023	1,763	1,751	△12	118.32	117.52	△0.80
看護福祉学部	3	3	0	630	630	0	3,780	3,362	△418	726	672	△54	115.24	106.67	△8.57
保健福祉学部	3	3	0	560	660	100	2,017	2,238	221	588	714	126	105.00	108.18	3.18
医療科学部	3	3	0	825	875	50	3,951	4,788	837	841	986	145	101.94	112.69	10.75
ヒューマンケア学部	3	3	0	537	577	40	3,260	3,902	642	604	637	33	112.48	110.40	△2.08
その他	30	33	3	5,197	5,612	415	31,660	36,671	5,011	5,653	6,068	415	108.77	108.13	△0.64

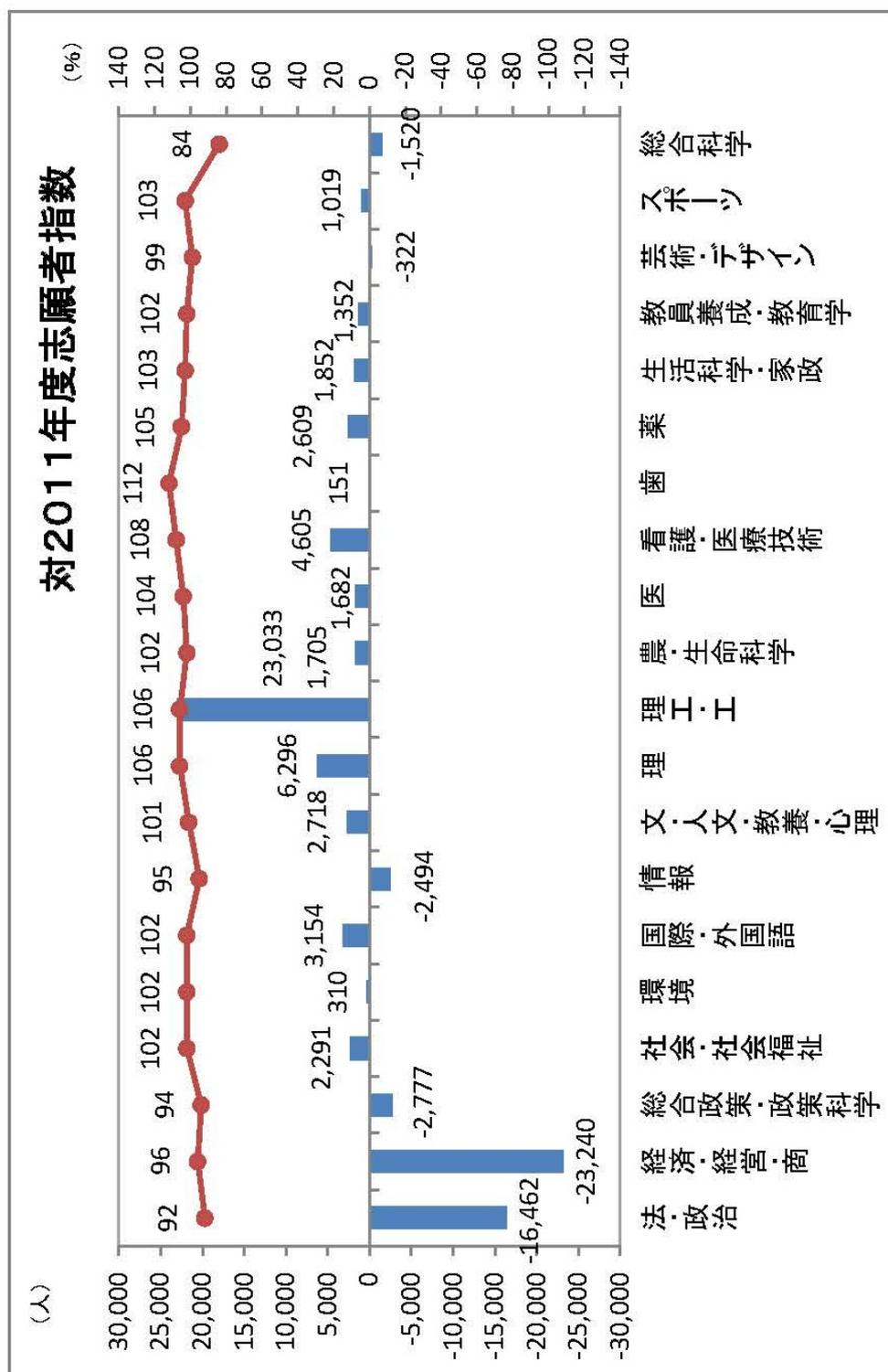
学部系統別の動向 過去5カ年の推移 (大学)

保健系

年度	20	21	22	23	24
学部数	112	127	139	146	154
志願倍率	5.26	4.67	5.12	5.53	5.92
充足率	105.99	104.99	109.49	109.21	109.80



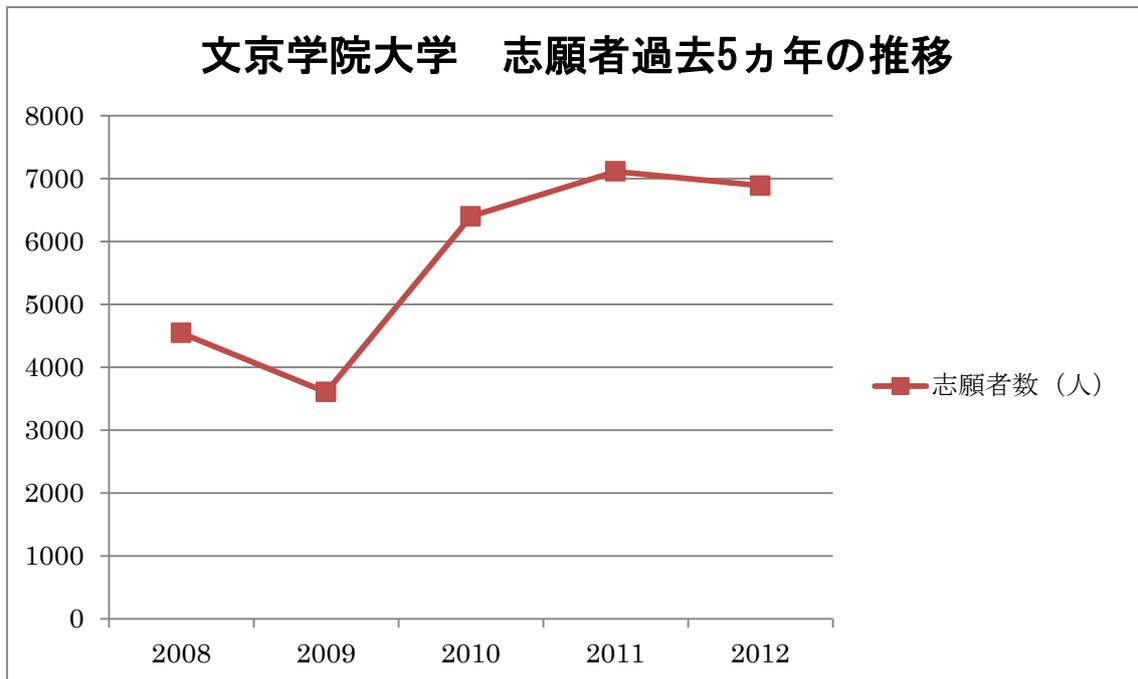
図表2 私立大学 学部系列別志願者数の増減（一般・センター方式）



株式会社進研アド 高等教育情報専門誌「Between」

文京学院大学 志願者過去5ヵ年の推移

入試年度	H20	H21	H22	H23	H24
志願者数	4545 人	3605 人	6401 人	7113 人	6887 人



大学教員就業規則

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 この就業規則（以下「規則」という。）は、学校法人文京学園が設置する大学における教員の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則に定めた事項のほか教員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。
- 3 この規則は、教員の学問・研究の自由を尊重するものであり、また、教授会の教学上の権限を損なうものではない。

(用語の定義)

- 第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 学園とは、学校法人文京学園をいう。
- (2) 本学とは、学園の設置する大学をいう。
- (3) 理事会とは、学園の理事会をいう。
- (4) 教授会とは、本学の教授会をいう。
- (5) 理事長とは、学園の理事長をいう。
- (6) 学長とは、本学の学長をいう。
- (7) 教員とは、本学の専任の教員をいう。ただし、学長を除く。

第 2 章 人 事

(採 用)

- 第 3 条 教員の採用は、学長が教授会の議を経て選考し、理事長が理事会の議を経て行う。
- 2 採用選考を行うときには、次の書類の提出を求める。
- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書または卒業見込証明書および大学院履修に関する証明書
- (4) 業績書（著書、論文等）
- (5) その他本学が必要とする書類
- 3 採用された教員は、速やかに次の書類を提出しなければならない。
- (1) 住民票記載事項証明書
- (2) その他本学が必要とする書類
- 4 教員は、次の各号の一に異動を生じた場合は、遅滞なく学長に届け出るものとする。
- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 家族
- (4) その他人事事務上必要な事項

(昇格・役職の任免)

- 第 4 条 教員の昇格および役職の任免は、学長が教授会の議を経て決定し、理事会の承認を得て発令する。

(休職・復職)

- 第 5 条 教員が次の各号の一に該当するときは、期間を定めて休職とする。
- ただし、事情によりとくに考慮することがある。

- (1) 業務外の傷病による欠勤が引き続き1か月を超えたとき
 - (2) 事故による欠勤が引き続き1か月を超えたとき
 - (3) 刑事事件により起訴され、必要と認めるとき
 - (4) 公職に就いたことにより職務に支障をきたすと認めるとき
 - (5) その他の事由により休職を必要と認めるとき
- 2 休職期間は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号によるもの

勤続年数1年未満の者	1年以内で在職期間を上回らない期間
勤続年数1年以上3年未満	1年6か月以内で在職期間を上回らない期間
勤続年数3年以上5年未満	2年以内
勤続年数5年以上10年未満	2年6か月以内
勤続年数10年以上15年未満	3年以内
勤続年数15年以上	4年以内

ただし、結核性疾患による休職期間は、勤続年数15年未満の者は勤続年数にかかわらず3年以内とする。
 - (2) 前項第2号によるもの

勤務年数1年未満	1か月以内
勤務年数1年以上3年未満	3か月以内
勤務年数3年以上5年未満	6か月以内
勤務年数5年以上10年未満	8か月以内
勤務年数10年以上15年未満	10か月以内
勤務年数15年以上	1年以内
 - (3) 前項第3号による休職期間は、刑の確定に至るまでの期間とする。
 - (4) 前項第4号および第5号による休職期間は、その都度決定する。
- 3 休職期間が満了するまでに、休職中の者の休職事由が消滅し復職を申し出たときは、復職することができる。ただし、第1項第1号により休職中の者が復職を申し出たときは、医師の診断書およびその他の事項を考慮して、復職の可否を決定する。
- 4 休職期間中の給与は、休職発令後6か月以内は平均月額額の2割を支給し、その後は支給しない。ただし、第1項第3号、第4号および第5号による休職については、給与の支給の有無および支給額は、その都度決定する。
- 5 休職期間は、これを勤務期間に算入しない。

(退 職)

第6条 教員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 定年に達したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 退職を申し出て承認されたとき
- (4) 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき

(定 年)

第7条 教員の定年は、満68歳とする。

- 2 定年により退職する時期は、定年に達した日の属する年度の末日とする。
 - 3 定年に達した者で、大学院の研究指導及び講義担当適格者は、大学が必要とする場合、退職後、年度契約の嘱託として教授を委嘱することがある。
- また、定年に達した者で、教育上特に必要と認められた場合には、教授会ならびに理事会の議

を経て非常勤講師として再任用することがある。

(自己都合退職)

第 8 条 教員が自己の都合で退職しようとするときは、原則として、退職を予定する日を年度の末日とし、その4か月前までに退職願を提出するものとする。

(解 雇)

第 9 条 教員が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て具申し、理事長が理事会の議を経て解雇する。

- (1) 精神または身体の障害により、職務に耐えられないと認められたとき
 - (2) 職務に適格性を欠くと認められたとき
 - (3) 懲戒処分による免職
 - (4) その他やむを得ない事由があるとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号による解雇は、30日前に予告するかもしくは平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給して行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、業務上負傷または疾病にかかり療養のために休業する期間およびその後の30日間、ならびに産前産後の女子教員が休業する期間およびその後の30日間は、解雇することはない。

(退職金)

第10条 教員が退職または解雇されたときは、別に定める規程により、退職金を支給する。ただし、第9条第1項第3号により解雇されたときは、退職金は支給しない。

(金品の返却)

第11条 教員が退職または解雇されたときは、直ちに、身分証明書およびその他貸与を受けている物品を返却するとともに、学園に対する債務がある場合には、これを弁済しなければならない。

第 3 章 勤 務

(服務規律)

第12条 教員は、本学建学の精神に則り、互いに協力して職責の遂行を期し、本学の発展に努めるものとする。

- 2 教員は、次の各号に掲げる事項を守るものとする。
- (1) 授業を担当するとともに、教授会（教員会議を含む）に出席し審議に参加すること
 - (2) 学生の級担任、各種委員会の委員等、本学が委嘱した職務を行うこと
 - (3) 学校行事に参加すること
 - (4) 常に研究に努め、研究の成果を、本学紀要・学会誌・専門誌への掲載、著書等の刊行、学会・演奏会・展覧会等での発表などをもって、公表するように努力すること
- 3 教員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 本学の名誉を損うこと
 - (2) 本学の秩序もしくは職場の規律を乱すこと
 - (3) 本学の財産に損害を与えること
 - (4) 職務上知り得た機密を他にもらすこと
 - (5) 職務上の地位を利用して自己の利益をはかると
 - (6) その他前各号に準ずる不都合なこと

(就業時間、始業・終業の時刻、休憩および就業)

第13条 所定就業時間は、原則として、始業午前9時、終業午後5時（土曜日は午後1時）とし、

この就業時間中に休憩時間 4 5 分を置く。この休憩時間は原則として 1 2 時 1 5 分から 1 時までとする。ただし、勤務事情等により繰り上げまたは繰り下げることができるものとする。

- 2 教員は、原則として 1 週に 3 日以上出勤し、定められた授業時間表に従い 1 2 時間以上授業を担当するとともに、授業以外の時間にも学生指導その他前条第 2 項の責務の遂行に当たるものとする。
- 3 教員は、前項の責務の遂行に支障をきたさない限り、前 2 項にかかわらず、その裁量により、本学以外の場所で授業の準備、研究その他を行うことができる。ただし、本学が緊急時に要請または依頼をした場合には、その要請または依頼されたことを優先させるものとする。

(育児時間)

第 1 4 条 生後満 1 年に達しない生児を育てる女子教員は、申し出により 1 日について 3 0 分宛 2 回の育児時間を受けることができる。

(休日)

第 1 5 条 休日は、つぎのとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）
- (4) その他学園の定める日

- 2 前項の休日は、業務の都合によりあらかじめ他の就業日に振り替えることがある。この場合、振り替え前の休日は所定の就業日とし、振り替え後を休日とする。

(休暇)

第 1 6 条 休暇は、次のとおりとする。

(1) 年次有給休暇

①平成 5 年 9 月 3 0 日以前に採用され、所定の就業日数の 8 割以上勤務した勤続 8 年以上の教員 2 0 日

②平成 6 年度以降採用され、所定の就業日数の 8 割以上勤務した教員

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
休暇日数	10	11	12	14	16	18	20

(2) 特別休暇

ア 結婚休暇

本人の結婚 6 日以内

子女の結婚 2 日以内

イ 妻の出産休暇 2 日以内

ウ 忌引休暇

父母、配偶者、子女の死亡 5 日以内

祖父母、配偶者の父母、孫、兄弟姉妹の死亡

葬祭を行う責任のある場合 5 日以内

その他の場合 2 日以内

伯叔父母、甥、姪の死亡 1 日

ただし、遠隔地の場合は往復に要する日数を加算する。

(3) その他の休暇

ア 災害休暇

3日以内で必要と認められた日数

イ 公用休暇

公民としての権利を行使しまたは義務を履行する場合必要と認められた日数

ウ 公傷病休暇

業務上の傷病により医師が認定した場合必要と認められた日数

エ 生理休暇

生理日の就業が著しく困難な場合必要と認められた日数

オ 産前産後休暇

女子教員が出産予定日前6週間（多胎妊娠の場合14週間）のうちにおいて申し出た期間および産後8週間。ただし、産後6週間を経過し本人が希望した場合には、医師が就業を差しかねないと認めた業務につくことができる。

- 2 前項第1号の年次有給休暇を受けようとするときは、事前に届け出るものとし、やむを得ない場合は事後遅滞なく届け出るものとする。
- 3 前項の場合において、業務上支障があるときには年次有給休暇を与える時期および期間を変更することができる。
- 4 第1項第2号の特別休暇は有給とし、また、特別休暇中の休日は、休暇日数に算入しない。この特別休暇を受けようとするときは、事前に届け出て承認を得るものとし、やむを得ない場合は事後遅滞なく届け出て承認を得るものとする。

（時間外及び休日勤務）

第17条 業務上の都合により、時間外または休日に勤務を依頼することがある。

2 休日に勤務をした場合には、代休を受けることができる。

3 時間外または休日に依頼した勤務が行われたときには、手当を支給する。

（出張勤務）

第18条 業務上の都合により、出張をしてもらうことがある。

2 出張する場合は、事前に所定の手続きを行い、帰任後所要事項を報告するものとする。

3 出張に要する旅費は、別に定める規定により支給する。

（学会等への出席）

第19条 教員は、学長の承認を得て、その所属する学会もしくはこれに準ずる研究会等（以下「学会等」という）に出席することができる。

2 前項の学会等への出席は、年2回、原則として1回の日数3日以内に限り公務と認めるものとする。ただし、公務に支障のない出席の場合はこの限りでない。

3 学会等に出席する場合には、別に定める規定により助成金の支給を受けることができる。

第4章 給与等

（給与および賞与）

第20条 教員の給与および賞与は、別に定める規定により支給する。

（慶弔金）

第21条 教員に対する慶弔金は、別に定める規定により支給する。

第5章 賞罰

（表彰）

第22条 教員が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て具申し、理事長が理事会

の議を経て表彰する。

- (1) 業務上顕著な功績があったとき
 - (2) 学術研究ならびに教育上とくに功労があったとき
 - (3) 災害を未然に防ぎ、または災害の際にとくに功労があったとき
 - (4) 永年誠実に勤務したとき
 - (5) その他表彰に値するととくに認められたとき
- 2 表彰は、賞状、記念品または賞金の授与をもって行う。

(懲戒)

第23条 教員が次の各号の一に該当するときは、本人に弁明の機会を与えたうえで、学長が教授会の議を経て具申し、理事長が理事会の議を経て懲戒処分を行う。

- (1) 第12条第3項に掲げる行為があったとき
 - (2) 提出書類に重大な虚偽の記載があったとき
 - (3) 刑法等に違反し有罪の判決を受けたとき
 - (4) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき
- 2 懲戒は、次の5種とし、その行為の軽重に従いこれを行う。

(1) 戒告

始末書を取り、事後の行為を戒める。

(2) 減給

始末書を取り、労働基準法第91条に定めてある範囲内で給与を減額する。

(3) 停職

始末書を取り、一定期間就業を停止し、その期間の給与を支給しない。

(4) 諭旨退職

退職願を提出するよう勧告する。なお、勧告を受けた日（郵便の場合は送達された日）から7日以内にその提出がないときは懲戒免職とする。

(5) 懲戒解雇

予告期間を設けることなく、即時に解雇する。

なお、懲戒処分を決定するまでの間、自宅謹慎（出勤停止）を命じたときは、明らかな刑法違反またはこれに準ずる行為等の疑いがある場合にはその間の給与を支給しないことがある。

(損害賠償)

第24条 教員が故意または重大な過失により本学に損害を及ぼしたときは、その損害の一部または全部を賠償させることがある。

第6章 安全・衛生および災害補償等

(安全・衛生)

第25条 教員は、本学の安全保持、災害防止および保健、衛生に努めるものとする。

- 2 教員は、本人およびその家族または同居人が法定伝染病にかかり、もしくはその疑いのあるときは、直ちにその旨を届け出て、指示に従うものとする。

(健康診断)

第26条 教員は、毎年1回以上定期的に健康診断を受けるものとする。

(災害補償)

第27条 教員の災害補償については、労働基準法第8章災害補償の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 本就業規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 本就業規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 本就業規則第7条の定年に関する規定は、平成12年3月31日現在の在職者については、平成12年4月1日現在の満年齢を基準として、次の経過措置定年を適用する。

平成12年4月1日現在の満年齢	経過措置適用による定年
69歳以上の者	73歳
68歳	72歳
63～67歳の者	71歳
62歳以下の者	70歳

- 4 本就業規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 本就業規則は、平成15年3月1日から施行する。

(保健医療技術学部 看護学科)

調書 番号	専任等 区 分	職 位	フリガナ 氏 名 <就任(予定)年月>	年 齢	採用根拠規程
1	専	教授	クドウ ヒデキ 工藤 秀機 <平成 26 年 4 月>	69 (高)	理事会 (H25.2.21 開催) にて承認 ※「11 理事会及び評議会の議事録」 に決議内容あり
7	専	教授	ナカヤマ ヨウコ 中山 洋子 <平成 28 年 4 月>	68 (高)	理事会 (H25.2.21 開催) にて承認 ※「11 理事会及び評議会の議事録」 に決議内容あり

教務委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 教授会規程第 7 条第 2 項に基づき、各学部に、教育の具体的実施方法の適正をはかるため、教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教員のうちから選出された者若干名
- (2) 教務グループマネジャー

(委員長)

第 3 条 委員長は委員のうちから学部長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学生の学内試験、進級、単位認定、卒業等の成績に関する事項
- (3) 学籍に関する事項
- (4) その他教務に関する事項（ただし入学試験に関するものを除く。）

(庶 務)

第 5 条 委員会の庶務は、教務グループにおいて行う。

(準 用)

第 6 条 本規程に、別段の定めのないものは、委員会運営方法の通則を準用する。

(改 正)

第 7 条 本規程の改正は、教授会の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

履修モデル（看護師養成モデル）

	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	単位数
1 年 次	人間共生論 心理学概論 人間関係論 生命科学（生命倫理） 医療経済学 国語表現論 英語 I 英語 II 生物学 統計学（保健統計学含む）	人体の構造と機能 I（解剖・生理学） 人体の構造と機能 II（解剖・生理学） 生化学 栄養学 運動学 人間の発達と健康 I（母胎期～青年期） 微生物学 生体防御学	看護学概論 看護コミュニケーション論 看護展開論 アセスメントと看護技術 I（日常生活支援援助） 基礎看護学実習 I（地域における生活者の理解）	39 単 位 ・ 23 科 目
2 年 次	医療英語演習 I	人間の発達と健康 II（成人期～老年期） 病理学 薬理学 病態治療学 I 病態治療学 II 臨床検査学 公衆衛生学 保健医療福祉行政論 疫学 医療安全学	看護倫理学 アセスメントと看護美術 II（治療課程支援援助） アセスメントと看護技術 III（療養生活支援援助） 地域看護論 健康教育学 基礎看護実習 II（対象理解） 基礎看護実習 III（日常生活援助） 急性期看護論 慢性期看護論 家族看護論 母性看護論 看護研究概論	44 単 位 ・ 23 科 目

3 年 次			アセスメントと看護技術Ⅳ（健康の保 持・増進援助） 終末期看護論 在宅看護論 外来看護論 小児看護学 精神看護学 老年看護論 公衆衛生看護学概論 成人看護学実習Ⅰ（クリティカル） 成人看護学実習Ⅱ（慢性期） 母性看護学実習 小児看護学実習 精神看護学実習 救急救命看護論	28 単 位 ・ 14 科 目
4 年 次			老年看護学実習 外来看護学実習 看護管理学 チーム医療論Ⅰ チーム医療論Ⅱ 国際看護学 統合実習 アドバンス実習	14 単 位 ・ 8 科 目

履修モデル（保健師養成モデル）

	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	単位数
1 年 次	人間共生論 心理学概論 人間関係論 生命科学（生命倫理） 医療経済学 国語表現論 英語Ⅰ 英語Ⅱ 生物学 統計学（保健統計学含む）	人体の構造と機能Ⅰ（解剖・生理学） 人体の構造と機能Ⅱ（解剖・生理学） 生化学 栄養学 運動学 人間の発達と健康Ⅰ（母胎期～青年期） 微生物学 生体防御学	看護学概論 看護コミュニケーション論 看護展開論 アセスメントと看護技術Ⅰ（日常生活支援援助） 基礎看護学実習Ⅰ（地域における生活者の理解）	39 単 位 ・ 23 科 目
2 年 次	医療英語演習Ⅰ	人間の発達と健康Ⅱ（成人期～老年期） 病理学 薬理学 病態治療学Ⅰ 病態治療学Ⅱ 臨床検査学 公衆衛生学 保健医療福祉行政論 疫学 医療安全学 社会保障論 社会福祉論	看護倫理学 アセスメントと看護美術Ⅱ（治療課程支援援助） アセスメントと看護技術Ⅲ（療養生活支援援助） 地域看護論 健康教育論 基礎看護実習Ⅱ（対象理解） 基礎看護実習Ⅲ（日常生活援助） 急性期看護論 慢性期看護論 家族看護論 母性看護論 看護研究概論	48 単 位 ・ 25 科 目

3 年 次			アセスメントと看護技術Ⅳ（健康の保 持・増進援助） 終末期看護論 在宅看護論 外来看護論 小児看護学 精神看護学 老年看護論 公衆衛生看護学概論 成人看護学実習Ⅰ（クリティカル） 成人看護学実習Ⅱ（慢性期） 母性看護学実習 小児看護学実習 精神看護学実習	27 単 位 ・ 13 科 目
4 年 次			老年看護学実習 外来看護学実習 看護管理学 チーム医療論Ⅰ チーム医療論Ⅱ 国際看護学 統合実習 アドバンス実習 公衆衛生看護活動論 公衆衛生看護管理論 公衆衛生看護学実習 産業保健看護学実習	23 単 位 ・ 12 科 目

基礎看護学実習 I（地域における生活者の理解）

I. 実習目的

さまざまな発達段階、健康レベルにある人々との交流を通して、人々の生活のあり方を理解することができる。

II. 実習目標

1. さまざまな発達段階にある人々に積極的な関心を向けることができる
2. さまざまな発達段階にある人々と自ら積極的にかかわることができる
3. 地域での人々の暮らしに目を向け、生活のあり方を理解することができる
4. 地域で生活する人々の現在の健康レベルを維持・向上するための看護の役割について考えることができる

III. 実施方法

1. 実習単位：1 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 1 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習機関：NPO 法人小石川、文京学院大学地域連携センター(BICS)、文京学院大学
ふじみ野幼稚園
6. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
各実習機関においてオリエンテーションを受ける。
 - 2) 実習内容
 - ① 各実習機関の活動に参加し、地域で生活する人々とのコミュニケーションを図る。
 - ② カンファレンスは、原則として、各実習機関において毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを整理する機会とする。
 - ③ 実習最終日は学内で、各自の体験や学びについて発表する。他の学生の発表を通して学びを共有し、自分が出会った人とは異なる発達段階や健康レベルにある人々の生活のあり方についての理解を深める。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

基礎看護学実習Ⅱ（対象理解）

Ⅰ. 実習目的

健康上の問題により入院が必要となった対象者に積極的な関心を向けて、看護の提供者として対象者と関係性を築くことを目指す。また入院が対象者に及ぼす影響に着目しながら対象者を理解する。

Ⅱ. 実習目標

1. 健康上の問題により入院が必要となった対象者に積極的な関心を向ける。
 - 1) 対象者に関心を向けることができる。
 - 2) 対象者の思いや考え方、価値観、生活様式などの個別的な背景を理解し、尊重することができる。
 - 3) 対象者を理解しようとする姿勢でコミュニケーションをとることができる。
2. 看護の提供者として対象者と関係性を築くことを目指せる。
 - 1) 対象者と自分との相互作用に気づくことができる。
 - 2) 対象者とのかかわりを通して、自己の理解を深めることができる。
 - 3) 対象者とのかかわりを通して、対象者と看護の提供者との関係性のあり方について考えることができる。
3. 入院が必要な健康上の問題により対象者が受けている影響に着目しながら対象者を理解できる。
 - 1) 健康上の問題が対象者に及ぼしている影響に目を向けることができる。
 - 2) 入院が対象者に及ぼしている影響に目を向けることができる。
 - 3) 全体的な観点から対象者を理解することの意味を理解し、対象者の全体像を捉えることができる。
4. 保健医療チームの一員であることを自覚し、行動することができる。
 - 1) 対象者に関する個人情報について守秘義務を果たすことができる。
 - 2) 保健医療チームの一員であることを自覚し、自分の行動に責任をもつことができる。

Ⅲ. 実施方法

1. 実習単位：1 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 1 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：東京都立大塚病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習前に大学内でオリエンテーションを実施し、実習初日に実習病院においてオリエンテーションを受ける。
 - 2) 実習内容
 - ① 原則として、1 名の患者を受け持ち、かかわりを通して関係性を築く。
 - ② 看護ケアは原則として見学中心とするが、既に既習の看護技術を活用した看護実践に関しては、教員あるいは実習指導者の指導のもと実施する。
 - ③ 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ④ カンファレンスは、原則として、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録、実習レポートを総合して評価する。

基礎看護学実習Ⅲ（日常生活援助）

I. 実習目的

健康上の問題により入院が必要となった対象者に看護過程を展開して、対象者が必要とする看護を実践する。

II. 実習目標

1. 対象者と援助的人間関係を築くことができる。
2. 看護過程の基礎を理解し、対象者が必要としている看護を実施できる
 - 1) 看護に必要な情報を、看護実践を通して収集することができる。
 - 2) 情報から看護援助につながる事柄を見出すことができる。
 - 3) 見出した事柄について、対象者の意思を尊重した看護の目標を設定できる。
 - 4) 目標に沿った具体的な援助の方法を計画できる。
 - 5) 対象者の反応を確認しながら援助計画に基づいて看護援助を実施することができる。
 - 6) 行った看護援助を記述し、評価を考えることができる。
3. 保健医療チームの一員であることを自覚し、行動することができる。
 - 1) 対象者に関する個人情報について守秘義務を果たすことができる。
 - 2) 保健医療チームの一員であることを自覚し、自分の行動に責任をもつことができる。
4. 実習を通して自らの学習課題を見出すことができる。

III. 実施方法

1. 実習単位：2 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 2 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：東京都立大塚病院、東京都立駒込病院、豊島病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習前に大学内でオリエンテーションを実施し、実習初日に実習病院においてオリエンテーションを受ける。
 - 2) 実習内容
 - ① 原則として、1 名の患者を受け持ち、看護過程を展開する。
 - ② 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ③ カンファレンスは、原則として、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。また 1 週目の木曜日または金曜日に全体像および看護計画に関するカンファレンスを実施する。2 週目の木曜日は、最終カンファレンスを行い、実習到達度の評価および学習上の課題を明らかにする。
 - ④ 実習最終日（2 週目の金曜日）は学内で、午前中は個人面接、午後は実習を通して学びを深めたいと実感したテーマを 1 つ設定しカンファレンスを行う。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録、実習レポートを総合して評価する。

成人看護学実習 I (クリティカル)

I. 実習目的

手術を受ける成人期の患者との関わりをとおして、健康障害をもつ対象を全体的に理解すると共に、術後の合併症予防、苦痛緩和、早期回復を促す援助方法について学ぶ。また家族を含めた退院後の生活への適応を支援する看護について学ぶ。さらに、社会資源の活用や患者・家族を支える継続看護の必要性を理解し、保健医療チームにおける看護の役割についても理解を深める。

II. 実習目標

1. 発達段階に考慮して、患者の手術を伴う健康問題が、患者および家族の生活に及ぼす影響について、総合的に理解できる。
2. 患者の全体像を把握し、看護計画の立案、実施、評価ができる。
3. 個々の患者と家族が退院後の生活を構築できることを支援する看護を考えることができる。
4. 患者や家族を尊重した関わりができ、援助の人間関係を発展させることができる。
5. 継続看護の必要性を理解すると共に、他職種との協働およびチーム医療における看護職の役割について理解を深めることができる。

III. 実施方法

1. 実習単位：2 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 2 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：日本医科大学武蔵小杉病院、日本医科大学多摩氷山病院、
順天堂大学医学部付属順天堂病院、医療法人秀和会秀和総合病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習初日に大学内および実習病院においてオリエンテーションを受け、実習に必要な技術について準備を行う。
 - 2) 実習内容
 - ① 1～2 名の患者を受け持ち、看護過程を展開する。
 - ② 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ③ カンファレンスは、原則として、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。また 1 週目の木曜日または金曜日に全体像および看護計画に関するカンファレンスを実施する。2 週目の木曜日は、最終カンファレンスを行い、実習到達度の評価および学習上の課題を明らかにする。
 - ④ 実習最終日（2 週目の金曜日）は学内で、午前中は個人面接、午後は実習を通して学びを深めたいと実感したテーマを 1 つ設定しカンファレンスを行う。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

成人看護学実習Ⅱ（慢性期）

I. 実習目的

成人期にある慢性疾患を持つ患者との関わりをとおして、長期的な健康障害をもつ対象を全体的に理解し、患者・家族が疾病をコントロールしながらより良い生活を営めるセルフケア能力を獲得できる援助方法について学ぶ。また社会資源の活用や患者・家族を支える継続看護の必要性を理解すると共に、保健医療チームにおける看護の役割についても理解を深める。

II. 実習目標

1. 発達段階に考慮して、健康問題を長期的に抱えることが、患者および家族の生活に及ぼす影響について統合的に理解できる。
2. 日常生活をコントロールする困難性を理解し、疾病を悪化させないために必要なセルフケア能力を患者が獲得できるための援助を患者・家族と共に考えることができる。
3. 患者の全体像を把握し、看護計画の立案、実施、評価ができる。
4. 患者や家族を尊重した関わりができ、援助的人間関係を発展させることができる。
5. 退院後の生活において、患者が疾病を悪化させないことを支援するために求められる保健医療福祉チームの構成を考えることができ、他職種との協働の中で看護職の役割について理解を深めることができる。

III. 実施方法

1. 実習単位：2 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 2 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：日本医科大学武蔵小杉病院、日本医科大学多摩氷山病院
医療法人秀和会秀和総合病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習初日に大学内および実習病院においてオリエンテーションを受け、実習に必要な技術について準備を行う。
 - 2) 実習内容
 - ① 原則として、1 名の患者を受け持ち、看護過程を展開する。
 - ② 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ③ カンファレンスは、原則として、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。また 1 週目の木曜日または金曜日に全体像および看護計画に関するカンファレンスを実施する。2 週目の木曜日は、最終カンファレンスを行い、実習到達度の評価および学習上の課題を明らかにする。
 - ④ 実習最終日（2 週目の金曜日）は学内で、午前中は個人面接、午後は実習を通して学びを深めたいと実感したテーマを 1 つ設定しカンファレンスを行う。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

老年看護学実習

I. 実習目的

入院という生活環境にある高齢者と援助関係を構築しながら、加齢変化と健康障害・生活障害との関連を理解し、高齢者のセルフケア能力を助長する援助について学ぶ。また退院後、高齢者が現在の健康レベルを維持しながら生活できることを目指した看護の提供のあり方について学ぶ。さらに、地域の生活において高齢者とその家族が活用できる保健医療福祉サービスや他職種との協働・連携について理解を深めると共に、生活支援における看護の専門性について学ぶ。

II. 実習目標

1. 加齢変化が高齢者の健康や生活に及ぼす影響の実態について理解できる。
2. 高齢患者のこれまでの生活歴をふまえた上で全体像を把握することができる。
3. 看護過程を展開し、老年看護の実践能力を習得する。
4. 高齢者が現在の健康レベルを維持しながら生活するために必要なセルフケア能力を助長する援助について、患者・家族と共に考えることができる。
5. 高齢患者や家族を尊重した関わりができ、援助的人間関係を発展させることができる。
6. 地域の生活において活用できる保健医療福祉サービスについて理解できる。
7. 他職種との協働およびチーム医療における看護職の役割について理解を深めることができる。

III. 実施方法

1. 実習単位：3 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 3 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：東京都立駒込病院、日本医科大学千葉北総病院、公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習初日に大学内および実習病院においてオリエンテーションを受け、実習に必要な技術について準備を行う。
 - 2) 実習内容
 - ① 原則として、1 名の患者を受け持ち、看護過程を展開する。
 - ② 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ③ 患者ならびに家族の同意を得た上で、退院後の生活の場に教員とともに訪問し、地域の中で高齢者が健康問題を抱えながら生活する実態を把握し、必要な援助を教員の指導のもと実施する。
 - ④ カンファレンスは、原則として、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。また 1 週目の木曜日または金曜日に全体像および看護計画に関するカンファレンスを実施する。3 週目の木曜日は、最終カンファレンスを行い、実習到達度の評価および学習上の課題を明らかにする。
 - ⑤ 実習最終日（3 週目の金曜日）は学内で、午前中は個人面接、午後は実習を通して学びを深めたいと実感したテーマを 1 つ設定しカンファレンスを行う。

V. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

外来看護学実習

I. 実習目的

外来診療の場において、対象者の健康状態を的確に判断し、その場で適切な援助を提供できるための観察や関わりについて学ぶ。また受診後、地域の生活に戻る対象者が、適切な療養行動をとっていけるような支援方法を学ぶ。さらに、対象者とその家族が自律的に生活するための看護相談のあり方や他職種との連携・協働について理解を深める。

II. 実習目標

1. 外来を受診する対象者の苦痛の理解に努め、健康状態を的確に判断し援助を行うための観察方法および関わりが理解できる。
2. 外来を受診する対象者の不安や苦痛に配慮した関わりができる。
3. 対象者のこれまでの経過および生活背景を踏まえ、地域の生活において適切な療養行動がとれる様な支援方法について学ぶ。
4. 外来看護師の関わり、看護相談の場面を通して、対象者とその家族が自律的に生活するための看護相談のあり方について学ぶ。
5. 継続看護の必要性を理解すると共に、他職種との協働および看護職の役割について学ぶ。

III. 実施方法

1. 実習単位：1 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 1 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：日本医科大学千葉北総病院、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院、公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター、財団法人日産厚生会玉川病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習初日に大学内および実習病院においてオリエンテーションを受け、実習に必要な技術について準備を行う。
 - 2) 実習内容
 - ① 外来看護師と行動を共にし、外来を受診する患者と関わる。
 - ② 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ③ カンファレンスは、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。実習最終日には、最終カンファレンスを行い、実習到達度の評価および学習上の課題を明らかにする。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

母性看護学実習

I. 実習目的

周産期にある対象者を理解し、既習の母性看護学および関連領域の理論・知識・技術を用いて、対象者に必要な看護を展開できる。親子関係・家族関係を確立するために必要な看護を理解し、母性看護における看護専門職者の役割を理解できる。

II. 実習目標

1. 妊娠、分娩、産褥期にある女性の身体的な変化を理解し、健康の保持増進に向けて援助できる。
2. 胎児・新生児の成長発達をアセスメントし、健康の保持増進に向けた援助ができる。
3. 妊娠褥婦と胎児・新生児、パートナー、家族の新しい役割への適応状態をアセスメントし、適応を支援する看護を考えることができる。

III. 実施方法

1. 実習単位：2 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 2 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：公益社団法人地域医療振興協会東京北社会保険病院、公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター、公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院、東京医科歯科大学医学部付属病院、日本医科大学武蔵小杉病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習初日に大学内および実習病院においてオリエンテーションを受け、実習に必要な技術について準備を行う。
 - 2) 実習内容
 - ① 原則として、1 名の患者を受け持ち、看護過程を展開する。
 - ② 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ③ カンファレンスは、原則として、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。また 1 週目の木曜日または金曜日に全体像および看護計画に関するカンファレンスを実施する。2 週目の木曜日は、最終カンファレンスを行い、実習到達度の評価および学習上の課題を明らかにする。
 - ④ 実習最終日（2 週目の金曜日）は学内で、午前中は個人面接、午後は実習を通して学びを深めたいと実感したテーマを 1 つ設定しカンファレンスを行う。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

小児看護学実習

I. 実習目的

健康障害をもつ子どもとその家族のアセスメントの実際について学習するとともに、それに基づいてケアの計画を立案し、子どもとその家族に対して必要な看護援助の実際について学ぶ。また、個々の発達段階と健康レベルに応じた援助ができるための基礎的能力を養う。

II. 実習目標

1. 子どもの成長発達過程を理解することができる。
2. 子ども健康障害を理解することができる。
3. 健康障害やその治療のために入院したことによる子ども及び家族への影響を理解し、必要な看護援助について考えることができる。
4. 子ども及びその家族に必要な看護を考え、実施・評価することができる。
5. 子どもの安全及び権利に配慮した関わりができる。
6. 子どもをめぐる保健・医療・福祉・教育等の関連職種の機能と連携を理解し、その中で看護専門職の役割について理解できる。

III. 実施方法

1. 実習単位：2 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 2 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：日本医科大学武蔵小杉病院、公益社団法人地域医療振興協会東京北社会保険病院、公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院、東京医科歯科大学医学部付属病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習初日に大学内および実習病院においてオリエンテーションを受け、実習に必要な技術について準備を行う。
 - 2) 実習内容
 - ① 原則として、1 名の患児を受け持ち、看護過程を展開する。
 - ② 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ③ カンファレンスは、原則として、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。また 1 週目の木曜日または金曜日に全体像および看護計画に関するカンファレンスを実施する。2 週目の木曜日は、最終カンファレンスを行い、実習到達度の評価および学習上の課題を明らかにする。
 - ④ 実習最終日（2 週目の金曜日）は学内で、午前中は個人面接、午後は実習を通して学びを深めたいと実感したテーマを 1 つ設定しカンファレンスを行う。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

精神看護学実習

I. 実習目的

精神の健康障害のために生活を営む上で困難を抱えている人を対象に、セルフケアの視点からその人を包括的に捉え、内在する可能性を視野におきながら、その人のもつ能力の維持と向上を目指した援助のあり方を探求する。また対象と関わるプロセスを通して自分自身を見つめながら、対象への関心を持ち続け、関係を築く能力を養う。

II. 実習目標

1. 精神の健康障害をもつことが、患者および家族の生活に及ぼす影響について包括的に理解することができる。
2. 対象者のもてる力や生活を支える人的・社会的資源を具体的に把握し、それを引き出し活用する支援方法について検討できる。
3. 対象者と関わった場面を振り返り、対象の言動や自分の反応の意味について、具体的に考えることができる。
4. 患者や家族を尊重した関わりができ、援助的人間関係を発展させることができる。

III. 実施方法

1. 実習単位：2 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 2 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：医療法人清和会浅井病院、東京都立松沢病院
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
実習初日に大学内および実習病院においてオリエンテーションを受け、実習に必要な技術について準備を行う。
 - 2) 実習内容
 - ① 原則として、1 名の患者を受け持ち、看護過程を展開する。
 - ② 毎日の看護ケアの実施・評価等については、適宜、教員および実習指導者に報告・相談しながら行う。
 - ③ カンファレンスは、原則として、実習初日を除き毎日実施し、その日の実習を振り返り学びを深める機会とする。また 1 週目の木曜日または金曜日に全体像および看護計画に関するカンファレンスを実施する。2 週目の木曜日は、最終カンファレンスを行い、実習到達度の評価および学習上の課題を明らかにする。
 - ④ 実習最終日（2 週目の金曜日）は学内で、午前中は個人面接、午後は実習を通して学びを深めたいと実感したテーマを 1 つ設定しカンファレンスを行う。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

公衆衛生看護学実習

I. 実習目的

実習地域の特性を把握し、当該地域の健康課題を見出し、実習施設で取り組まれている保健事業や地域看護活動との関連について考察し、地域住民の健康を支援する保健師の役割を理解する。

II. 実習目標

1. 保健所・市町村における地域看護活動に参加することにより人々の健康を守るしくみや公衆衛生の理念に基づく公衆衛生看護の目的・目標について理解を深め、地域における看護サービスの提供方法を理解する。
2. 実習地域のアセスメントを通して、地域の健康課題と保健事業との関連を理解する。
3. 家族を単位とし、対象の家庭・地域社会生活の場において提供される看護サービスの特徴について理解を深める。
4. 個人、家族、集団および地域社会のセルフケア能力の向上を目指した看護の展開ができる。
5. 看護専門職としての専門性において、対象者ならびに対象集団の健康に貢献できる看護観の発展と行動規範の向上を目指す。

III. 実施方法

1. 実習単位：4 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 4 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習施設：文京区文京保健所
5. 実習方法
 - 1) 実習前に実習地域に関する保健統計等の既存資料から地域の健康課題について、実習グループで検討する。
 - 2) 実習では、地区担当・業務担当の保健師の役割と責任を理解するために、それぞれの保健師のもと指導を受けながら保健活動に参加する。
 - 3) 実習地域におけるさまざまな保健事業や地域看護活動に参加し、その意義や今後の課題について検討する。
 - 4) 個人・家族・集団・地域を対象とし、対象の価値観やセルフケア能力に応じた援助の特徴を理解し、他者のセルフケア能力の向上を目指した看護を展開する。

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

産業保健看護学実習

I. 実習目的

事業場で働く人々が安全で快適な労働生活を送ることができ、そのことが企業の活性化に役立つよう健康面から支援していく産業保健活動を理解し、実践の基礎を培うことを目的とする。

II. 実習目標

1. 労働者の健康課題にはどのようなものがあるのかを理解する。
2. 事業場特有の作業環境が、労働者の健康にどのような影響を及ぼしているかを理解する。
3. 労働者の健康の保持増進を支援する方法を理解する。
4. 事業場における看護職の役割を理解する。
5. 産業保健活動を推進していくための組織体制、産業医や衛生管理者等多職種との連携・協働、および労働者とのパートナーシップの重要性を理解する。

III. 実施方法

1. 実習単位：1 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 1 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習施設：産業看護職のいる事業場
5. 実習方法：
 - 1) 実習オリエンテーション
事業場概要説明、健康支援活動の紹介、事業場内見学
 - 2) 実習内容
 - ① 産業看護職の指導のもと、産業保健活動を見学・実施
健康教育、健康相談、健康診断、健診事後管理、職場巡視
 - ② 実習施設カンファレンス
実習における学びを実習指導にあたった産業看護職とディスカッション
 - ③ 学内実習
実習における学びを学生間で共有
実習目標に対する自己評価等のディスカッション

IV. 評価

実習評価は、出席が全実習日数の 8 割以上で期限内に記録を提出した学生に対して、実習内容、実習態度、実習記録等を総合して評価する。

統合実習

I. 実習目的

総合実習は、個々の学生がこれまでの実習の中で達成できなかった課題（セルフケア能力が高い患者を受け持つ経験がなく、こうした患者に求められる看護を実践する機会がなかった等）を明らかにし、その課題達成に向けて実習を展開する。この実習により、看護実践能力の基礎能力を確かなものとする。

II. 実習目標

1. これまでの実習を振り返り、自己の看護実践の中で達成できていない課題を見出すことができる。
2. 自己の課題の達成を念頭に置きながらも、対象者が抱えている問題や望んでいる生活のあり方等をふまえつつ、対象者にとって必要な看護実践に向けて看護過程を展開できる。
3. 展開した看護実践を振り返り評価することを通して、現段階の自己の看護実践力を評価し、今後高める必要がある課題を見出せる。

III. 実施方法

1. 実習単位：4 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 4 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：各看護学領域において実習を行った施設等において実施する。
5. 実習方法：
 - 1) 個々の学生が、自己の課題を明らかにするとともに、その課題達成に向けて実習を展開したいと考える看護学領域の希望を提出する。
 - 2) 学生から提出された課題内容や領域の希望を考慮しながら、各看護学領域に学生を配置し、担当教員を確定する。
 - 3) 学生は、担当教員と相談しながら実習計画を立案し、教員の指導のもと実習を展開する。
 - 4) 実習終了後、担当教員と実習課題の達成について話し合い、今後の課題を明確にする。

IV. 評価

実習への取り組み、自己の課題達成度、実習記録等を総合して評価する。

アドバンス実習

I. 実習目的

アドバンス実習は、総合実習で看護実践能力の基礎力を確かなものとした上で、さらに学生自らが高めたい看護実践のテーマを見出し、そのテーマをもとに自らが実習計画を立てる。看護実践への自律的な取り組みと卒業後の学習への自発性を培うために、学生自身が実習の成果に責任を持つ姿勢を獲得することを目指す。

II. 実習目標

1. 自らの看護実践力の中で“強み”としたい、あるいは“現段階よりも高いレベルに達したい”内容をテーマとして見出せる。
2. 見出したテーマにそって具体的現実的な実習計画を立案できる。
3. 立案した計画をもとに実習を展開し、実習内容を評価することで、今後の課題を明らかにする。
4. 本実習の成果をふまえ、看護専門職としての機能・役割および課題について考察を深められる。

III. 実施方法

1. 実習単位：1 単位
2. 実習期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間内の 1 週間
3. 実習時間：原則として、8 時 30 分～16 時 30 分
4. 実習病院：各看護学領域において実習を行った施設等において実施する。
5. 実習方法
 - 1) 個々の学生が、取り組みたいテーマを明らかにするとともに、そのテーマに基づいて実習を展開したいと考える看護学領域の希望を提出する。
*原則、統合実習と同じ領域での実習とする。
 - 2) テーマをもとに学生は、担当教員と相談しながら実習計画を立案し、教員の指導のもと実習を展開する。
 - 3) 実習終了後、実習成果をまとめて、プレゼンテーションを実施し、学生間で成果を共有するとともに、看護専門職としての機能と役割について検討し、考察を深める。

IV. 評価

実習への取り組み、テーマに関する考察の深め方や最終のプレゼンテーションへの取組等により総合的に評価する。